

ID: 1011

担当部署: 建設部 建築住宅課

処分の概要	劇場等の敷地と道路との関係に係る特例の認定(建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物(その新築、改築、増築又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により知事の許可を必要とするものを除く。)に係るものに限る。)										
例 規 名 根 拠 条 項	山口県建築基準条例 第16条ただし書										
例 規 番 号	昭和47年 山口県条例第42号										
【根拠条文】 (劇場等の敷地と道路との関係) 第16条 劇場等の用途に供する建築物の敷地は、当該劇場等の客席の定員の合計に応じて、それぞれ次の表に定める数値以上の幅員を有する道路に接しなければならない。ただし、知事が周囲の状況により安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。 <table border="1" data-bbox="209 757 825 943"> <tr> <th>客席の定員の合計</th><th>道路の幅員</th></tr> <tr> <td>300 人未満</td><td>4 メートル</td></tr> <tr> <td>300 人以上 600 人未満</td><td>6 メートル</td></tr> <tr> <td>600 人以上</td><td>8 メートル</td></tr> </table>				客席の定員の合計	道路の幅員	300 人未満	4 メートル	300 人以上 600 人未満	6 メートル	600 人以上	8 メートル
客席の定員の合計	道路の幅員										
300 人未満	4 メートル										
300 人以上 600 人未満	6 メートル										
600 人以上	8 メートル										
【基準】 根拠条文に同じ。											
標準処理期間	30日										
備考											
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 29 日	最終変更年月日	年 月 日								